

## 第157回統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年11月26日（木）10:55～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、  
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、  
宮川 努

### 【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

### 【幹事等】

総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官（統計基準担当）、  
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

### 【事務局（総務省）】

長屋総務審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

（1）部会の審議状況について

（2）令和元年度統計法施行状況について

5 議事録

○北村委員長 皆様お揃いなので、今から第157回統計委員会を開催いたします。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については省略させていただきます。

本日は議事次第のとおり、部会報告のほか、統計法施行状況報告について説明があります。本日はこのような議題にしたいと思えます。

それでは、最初の議題に入りたいと思えます。部会の審議状況についてです。まず、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 11月19日に行われました第24回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を御報告いたします。資料1-1と席上配布資料を適宜御覧ください。なお、資料1-1のペ

ージ番号は中央下に1/61、2/61という形で表示しております。

第24回国民経済計算体系的整備部会においては、「1 国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討」、「2 家計最終消費支出、民間固定資本形成に係る統合比率の再推計結果」、「3 平成27年（2015年）産業連関表参考表について①基本価格表示、②自社開発ソフトウェア等」、「4 三面の整合性に係る研究会（中間報告①）」、「5 QEタスクフォース会合における審議結果報告」、「6 毎月勤労統計調査データ修正への国民経済計算における対応」の6つについて審議しました。以下、概要を御説明いたしますが、技術的な内容が多いこと、また、時間の制約から、詳細は割愛して御説明をさせていただきます。

初めに、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討について報告がありました。4ページを御覧ください。まず、財分野、改定差が大きく対応を検討中となっていたサービス用機器（主にパチンコ、スロットマシン）、民生用エアコンディショナ、電気照明器具についてです。このうち、7ページ以降にありますパチンコ、スロットマシンについては、業界データの活用が検討されていたところですが、年次推計については2019年第一次年次推計から、QEについては2020年7－9月期2次QEから活用することになったことが報告されました。次に、民生用エアコンディショナです。資料は8ページ下段となります。民生用エアコンディショナにつきましては、第一次、第二次年次推計それぞれの基礎資料である生産動態統計と工業統計の品目分類に差異があり、工業統計に生産動態統計を対応させるため、生産動態統計の一部品目を分割する必要があることが分かりました。このため、次回基準改定では、生産動態統計の一部品目を分割して計上することとなりました。続いて、電気照明器具です。資料は9ページ上段を御覧ください。これも民生用エアコンディショナと同様ですが、生産動態統計の一部品目を分割する必要があります。このため、次回基準改定では、生産動態統計の一部品目を分割して計上することとなりました。

委員からは、民生用エアコンディショナにおける質の向上（空気清浄機能の追加など）が推計において適切に処理されているかとの御質問がありました。この点に関しては確認が必要であったため、次回の審議時に内閣府から回答することになりました。

これらを踏まえ、報告された3品目については内閣府の報告どおりに基準改定における対応を進めるよう取りまとめました。同時に、これまでの審議における御指摘を踏まえ、民生用エアコンディショナと電気照明器具に関しては、第一次年次推計から第二次年次推計までの推計の調整にとどまるのではなく、基準年に至るまでの一貫した整合性確保・シームレス化を中期的課題としてしっかり検討するよう改めて求めました。このほか、鋼船などの残された3品目については次回以降の部会に報告するよう求めました。

続いて、サービスの改定差の検証結果についてです。資料は10ページを御覧ください。第一次、第二次年次推計で、利用する統計が異なるものを整理した上で改定状況を検証したところ、おおむね小幅な改定でした。財分野における改定差上位品目として抽出した0.02%ポイント以上の基準に当てはまる品目は、生命保険と企業内研究開発の2つのみでした。しかも、これら2品目に関しては、基礎統計の入手時期の制約から改定差の縮小は

困難とされました。その上で、今後の経済構造実態調査の第二次年次推計への活用によって生じる改定への対応も含め、引き続き精度改善に向けた検討を進める旨の報告がありました。

委員からは、特段の御意見はありませんでした。

このため、新たに創設された経済構造実態調査の活用方法について、調査実施者と連携しつつ検討を進めるよう取りまとめました。

次に、内閣府から、家計最終消費支出、民間固定資本形成に係る需要側推計値と供給側推計値の統合比率の再推計について報告がありました。資料は12、13ページとなります。結論としては、現行の統合比率から大幅な変化は見られませんでした。まず、国内家計最終消費支出における統合比率ですが、現行の需要側比率0.24が再推計では0.26となりました。続いて、民間企業設備ですが、現行の0.49が0.45となりました。

委員からは、国内家計最終消費支出・需要側推計値の係数が統計的に有意ではないため、供給側推計値のみによる推計とすべきではないかとの御指摘が複数ありました。一方、需要側推計値を落とすことは現行の推計の基本構造をかなり変えることになるとの御意見もありました。このほか、リーマンショックの影響があった2009年のような外れ値をどのように扱うべきかとの御意見がありました。これらを受けて、内閣府からは、これまで「QEの推計精度の確保・向上に関する工程表」に従って段階的に検討・改善を図ってきたこと、基準改定後は品目の細分化と合わせて統合比率見直しに係る検討を継続する予定にあることなどの説明がありました。

実装に向けた時間的制約から国内家計最終消費支出の推計方法を直ちに変更することは困難であるものの、係数が統計的に有意でないとして需要側推計値を含める今回の推計手法に対して複数の委員から強い異論が寄せられたことを踏まえ、次のとおり取りまとめました。①暫定的に基準改定に関して報告どおりの実装を認める。②来年1月頃にはQEタスクフォース等を開催し本件に係る審議を再開する。③同年9月頃までには一定の結論を得る。

なお、事務局より、統合比率の推計に用いられた需要側推計値及び供給側推計値が内閣府から公表されるため、統計利用者は供給側推計値のみによる国内家計最終消費支出を把握可能との補足説明がありました。

次に、総務省から、平成27年（2015年）産業連関表参考表について報告がありました。

基本価格表示ですが、14ページ以降を御覧ください。基本価格表示の産業連関表につきましては、消費税、消費税以外の間接税、補助金を推計し、生産者価格表示から控除することにより、参考表を作成・公表したとの報告がありました。参考表は統集中分類、おおむね100部門程度のものとなります。

続いて、自社開発ソフトウェアと研究開発の資本化です。17ページ下段を御覧ください。まず、研究開発の資本化については、科学技術研究統計等からコスト積上げで推計し、SNAと同水準の結果を得たとのことです。また、18ページ、自社開発ソフトウェアについては、やはりコスト積上げで推計し、SNAと同水準の結果を得たとの報告がありました。

委員からは、自社開発ソフトウェア推計の基礎データである開発専門労働者の作業時間

割合について、国民経済計算の平成17年基準改定時に利用したものをそのまま利用しており、基礎統計の更新など改善の余地があるのではないかと御指摘が複数ありました。また、基本価格表示に関して、税務情報などは企業単位となっているためSUT体系に移行していない平成27年表では推計に困難を伴う、そもそも基本価格表示は国際比較を主な目的とするため対象国を欧州とするか米国とするかを見極めておく必要があるとの御意見がありました。

これらを踏まえ、部会では、総務省の報告について「適当」とした上で、一次統計・基礎データの拡充が必要と取りまとめました。

次に、内閣府が府内で開催している「生産・支出・分配の整合性に関する研究会」（以下、研究会）です。資料19ページ以降を御覧ください。今回は、三面の調整に係る議論がなされた第1回と、営業余剰推計に係る議論がなされました第2回についての概要報告がありました。内閣府からの具体的な説明は次の4点です。

第1回では、第一段階として分配面を独立推計し現行統計と比較し、第二段階として三面のバランスを検討する必要があるなどの議論がありました。

第2回では、国民経済計算の営業余剰と他の推計の水準を比較してはどうか、法人企業統計と税務情報（会社標本調査）は概念の相違が大きく、調整後の推計値が近くなるのは意外であるが、これが統計のベースとなるかということと検討が必要などの御意見がありました。

今後、残された課題について検討を進めた上で分配側GDPの各項目について試算を行い、支出側・生産側からのGDPとの比較・検証を実施します。

また、年次推計から四半期推計への展開をどのように行うかも整理した上で、年度内に取りまとめる予定です。

委員からは、まず理念的に正しいとみられる分配面の水準を試算し、それを支出面や生産面と比較することが重要であり、その上で分配面を年次や四半期で推計できるか検証する必要があるとの御指摘がありました。

これらを踏まえ、第3回以降の審議では、当初の目的に立ち返って、四半期推計の三面での公表の実現に向け、そのための課題報告に向けた一定の方向性を明示するよう、部会として求めました。また、報告に際しては、年次及び四半期での推計値の動きの比較など具体的なデータの提示も併せてお願いしました。

次に、QEタスクフォース会合における審議結果報告です。資料は28ページからとなります。10月に開催された第4回QEタスクフォース会合においては、次の4つについて審議を行いました。「(1) 法人企業統計の一部早期化に係る検証（中間報告）」、「(2) QEにおける新型コロナウイルス対応等」、「(3) 建設総合統計の遡及改定を受けたQE公的固定資本形成に関する検証」、「(4) 生産面の四半期別GDP速報」の4つですが、(4)は研究論文の概要紹介です。

(1)については、資料の30ページ以降を御覧ください。財務省から、平成31年4-6月期分から2年間の計画で実施している法人企業統計調査附帯調査に係る検証結果の中間報告が、内閣府からは、附帯調査の結果を用いた1次QEの試算値についての報告があり

ました。委員からは、附帯調査について本体調査に比べ値が大きくなっている理由についての質問や、附帯調査を使った1次QEの試算値について年次推計との改定差の検証を求める御意見などがありました。内閣府及び財務省に対して、更なる課題の検討を行った上で再度報告を行うよう取りまとめました。

(2)については、36ページ以降を御覧ください。内閣府から、2020年4－6月期1次QEの対応結果についての報告及び2020年7－9月期1次QEについても季節調整及び補外処理を行う方針である旨などの報告がありました。委員からは、季節調整での異常値処理を行わなかった場合との比較及び品目ごとではなく家計消費支出全体としての影響についての説明を求める御意見などがありました。このため、2020年7－9月期1次QEの対応方針は適当であるとした上で、しかるべき機会に季節調整での異常値処理を行わなかった場合との比較及び家計消費支出全体としての影響についての報告を行うよう、内閣府に要請をいたしました。

(3)については、39ページ下段と40ページ上段を御覧ください。建設総合統計の遡及改定がQE推計に及ぼす影響の検証結果についての説明です。建設総合統計の改善により、建設総合統計で推計を行うQEと決算データで推計を行う年次推計の改定差縮小が期待されるとのことでした。

(4)は研究論文の概要ですが、40ページ下段以降を御覧ください。10月に公表された生産側GDP四半期速報の開発状況と今後の検討課題に係るワーキングペーパーの概要についての説明がありました。この件については、残された課題を着実に消化することと、今回報告された今後の体制整備に加えて、今年3月の国民経済計算体系的整備部会において課題として挙げた、業務の効率化、公表系列の整理・合理化について、次回以降の部会において改めて報告することを内閣府に要請しました。

最後に、毎月勤労統計調査データ修正への国民経済計算における対応についてですが、資料は44ページとなります。内閣府から、11月5日に公表された毎月勤労統計調査のデータ修正を受けて、雇用者報酬を含む所得支出勘定等の再推計を行うことになり、3か月程度の手戻りとなるなど作業負担は非常に大きいものの、当初予定していたスケジュールどおり年次推計の公表を目指す旨の報告がありました。このため、私からは、内閣府の労を多といたしました。

毎月勤労統計のデータに関する問題は、昨年この統計委員会でも大きく取り上げられました事案であり、再度データに関するミスが出たということは、たとえコロナ禍において厚生労働省が多忙を極めているということはあるものの、あってはならないというふうに考えております。また、今回のミスもやはり計算プロセスのミスであるという意味では、前回のミスとほぼ同様であると私は考えております。この毎月勤労統計は、内閣府だけでなく、一般ユーザーにとっても非常に重要な統計でありますから、厚生労働省に対して徹底した再発防止と計数確認の徹底を改めて強く求めました。

長くなりましたが、私からの報告は以上であります。

○北村委員長 ありがとうございます。非常に多岐にわたる課題について審議していただき、本当にありがとうございました。

ただ今の報告について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、取りまとめたいと思います。

部会では様々な課題が審議されました。簡単に要約しますけれども、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討についてですけれども、これは懸案になっていた3品目に関して精度向上が図られたということでした。内閣府以外の関係府省の積極的な協力もあったと聞いております。政府全体として非常によい取組であると思われまます。内閣府はもとより、関係府省の御尽力に感謝いたします。

続いて、家計最終消費支出、民間固定資本形成に係る統合比率の再推計結果についてです。今回の見直しでは劇的な変化は見られなかったということですが、大きな変化がないことも確認するという事は非常に重要だと考えます。今後も適宜機会を捉えて丁寧な検証をお願いいたします。また、この課題については再度議論していただくということなので、引き続き検討をお願いいたします。

次に、SUTの関連で、平成27年産業連関表参考表についてですけれども、基本価格表示と自社開発ソフトウェア等に係る参考表の報告があったということです。一步一步着実に進んでいる様子がうかがわれますので、各府省におかれては引き続き改善のための努力をお願いしたいと思います。

続いて、三面の整合性に係る研究会の中間報告についてですが、もとより、生産・支出・分配の三面における不突合はある程度やむを得ないわけですが、その要因を精査することで精度向上を図ることは非常に有意義と考えております。年度末まで研究会は続けられるということですので、適宜、委員会にも報告するようにお願いいたします。

次に、QEタスクフォース会合における審議結果報告です。タスクフォースでは非常に多くの課題が取り上げられました。特に、現在のコロナ禍において、QEへの関心が高まる中、業界統計等を用いて、より精度の高い1次QEを公表している内閣府の姿勢は高く評価したいと思います。今年は基準改定作業との同時進行になり御苦労が多いと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、毎月勤労統計の公表計数の修正に伴う国民経済計算における対応です。部会長からの御報告にもありましたが、今回の内閣府の追加対応については私からも感謝したいと思います。現場の皆様は非常に大変だと思われまますが、よろしくお願いいたします。また、部会長からもコメントがありましたけれども、厚生労働省に対しては再発防止と計数確認の徹底を改めてお願いしたいと思います。

宮川部会長をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属されている委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次に、人口・社会統計部会において審議している社会生活基本調査の審議状況について、津谷部会長から報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、社会生活基本調査の変更に関する審議状況について御報告いたします。資料1-2を御覧ください。

なお、議事概要につきましては現在作成中ですので、御了承をお願いいたします。

社会生活基本調査の変更の部会審議は合計2回の審議を予定しておりますが、11月11日

水曜日に開催した第1回部会では、1の(1)調査事項・集計事項の変更と(2)調査方法の変更について審議をいたしました。

まず、1の(1)調査事項・集計事項の変更については、国際比較可能性の向上や社会経済情勢の変化、報告者負担の軽減等の観点から、調査事項を見直すとともに、その内容に合わせて集計事項も見直すことが計画されております。本部会では、調査事項の変更内容が多岐に及ぶため、資料のaからcのとおり、調査事項の追加・変更・削除の3つに分けて審議を行い、整理をいたしました。

まず、aの調査事項の追加ですが、別紙の1に調査票の抜粋を用意しておりますので、そちらを御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。今回、国際比較可能性の向上等の観点から、調査票の右上の「7 慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」を追加することが計画されております。資料1-2に戻っていただきたいのですが、これについては、調査事項を追加すること自体に異論はありませんでしたが、委員からは、「慢性的な病気や健康問題」という表現であると、障害を持ちつつも糖尿病や腰痛などといった慢性疾患を持たない人は調査結果から漏れるのではないか、「調査票の記入のしかた」等の説明だけではなく調査票上の表現自体も分かりやすい表現にすべきといった御意見や、調査票では回答の選択肢として「非常に支障がある」、「ある程度支障がある」とだけ記載されており、回答にぶれが生じる可能性があるのではないかといった御意見が出されました。また、1つ前の調査事項ですが、「6 ふだんの健康状態」との関係で、「6 ふだんの健康状態」、「7 慢性的な健康状態」と類似する調査事項が並ぶことになり、報告者が両事項を混乱しないで回答できるよう再整理が必要ではないかといった御意見もありました。このため、調査事項を追加することには御了解が得られたと整理をいたしました。設問の表現ぶりなどについては、次回の部会で引き続き審議することといたしました。

次に、bの調査事項の変更ですが、生活様式の変化や利活用ニーズ等を踏まえ、例えば、介護支援の利用の状況について、世帯単位から個人単位で把握するなどの変更が予定されております。これらにつきましては、おおむね適当と整理をしておりますが、一部事項については調査実施者側で再検討いただくことといたしました。具体的には、別紙の裏面の2を御覧ください。今回、行動者割合が低いことや、施策上のニーズが確認できないことを理由に、「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除する計画となっております。これについて、委員から、失業者が職業訓練を受けているという前提で考えると、行動者割合が低いとまでは言えないのではないか、また、職業訓練には公費が使われており、EBPM、エビデンスに基づいた政策立案という流れを考えると、政策判断のデータにもなり得るものであり、削除は慎重に検討すべきではないかという御意見がありました。このため、この項目については、次回の部会で引き続き審議することといたしました。

次に、cの調査事項の削除ですが、報告者負担の軽減等の観点から、「調査日の天候」や「自家用車の有無」など、3つの事項を削除することが計画されております。これらにつきましては、調査結果の利活用が低調であり、報告者負担を課して把握する必要性に乏しいものとして、おおむね適当と整理をしておりますが、別紙の裏面の3にある「自家用車の有無」を削除することについて、委員から、削除しても支障がないかを確認するため、前

回調査の結果のうち、「自家用車の有無」による主な生活時間の使い方が分かるデータを示してほしいといった意見が出されました。したがって、次回部会において、これについても確認をすることといたしました。

次に、1の(2)調査方法の変更については変更事項が2つあり、1つは、オンラインによる回答方法について、スマートフォンやタブレット等の情報通信機器による回答方法を導入すること、もう1つは、災害や感染症等に伴い、調査員調査が困難な場合には郵送調査も可能にすることが計画されているという2点です。

まず、スマートフォン等による回答方法の導入についてですが、前回の答申を踏まえた対応に関する部分でもありますので、併せて審議を行いました。これについては、委員から、スマートフォンによる回答について、今後業者との間で詳細を検討してもらい、調査実施者が想定しているスケジュールに沿って、スマートフォンでも回答できるような取組を行ってほしいといった意見があり、調査実施者からも、想定スケジュールのとおり導入する前提で進めてまいりたいとの前向きな回答があったところです。このため、前回答申における今後の課題等を踏まえた対応であり、回答する際の選択肢の拡充に資するものとして、変更の方向性についてはおおむね適当と整理をいたしました。ただ、部会では、生活行動を時間に沿って細かく記入をする本調査では、スマートフォンで回答するのは報告者にとって難しいのではないかと、前回答申の今後の課題では「検討する必要がある」との記載にとどまっているので、検討した上で、利活用が見込めるような開発が不可能である場合には断念することも選択肢として考えられるのではないかとといった御意見も出されました。ですので、今後、答申の取りまとめに当たっては、本調査の性格や特徴を踏まえた現実的な答申になるよう配慮したいと考えております。

2番目ですが、調査員調査が困難な場合における郵送調査の実施についてです。こちらは統計業務の継続性を確保するためのものとして、適当と整理をしております。これについて委員からは、災害等によって郵送調査を実施する場合には、調査員による説明がなくなるため、電話で報告者からの質問を受け付けるなどの措置を講ずるべきという御意見があり、調査実施者からは、今回、非接触対応の有無にかかわらず、調査一般の問合せに関するコールセンターを用意する予定であるという回答がありましたので、御報告をいたします。

第1回の部会審議結果は以上です。今後、第2回の部会を12月9日水曜日に開催する予定となっておりますので、その結果につきましては、12月の統計委員会において御報告する予定でございます。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御質問、御意見はございますか。白塚委員。

○白塚委員 少し教えてほしいのですが、設問7を国際比較の向上等のために追加されるということで、それはそれでよいのだと思いますけれども、ここで想定しているのは単なる病気ではなくて、障害等を含めて国際的に調査されていて、それを調べたいというのが目的だということですか。

それとの関係で、資料にもありましたが、設問6と7の関係は分かりづらいということで、設問6の「ふだんの健康状態」というのはそういう障害等は念頭に置かれていないという理解でよろしいのでしょうか。その関係をクリアにしないと、設問6と7の関係の問題はやっぱり引き続き残るのかなという印象を持ちました。

○津谷委員 ありがとうございます。白塚委員の御理解でよろしいのではないかと個人的には思いますが、調査実施者から御説明をお願いできますでしょうか。

○北村委員長 どうぞ、調査実施者。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 御質問がありました設問7の「日常生活に非常に支障がある」については、おっしゃるとおり、いわゆる障害のある方を含めて、ガイドラインに即して、高齢は障害ではないのですけれども高齢の方ですとか、そういう方も含めて日常生活に支障がある方を調査するという、生活時間という調査の理念に即して調査を行っていくということです。そのため、障害者が含まれますし、障害ではないのですけれども、支障がある方も含まれると、そういうことになります。

設問6の「ふだんの健康状態」はふだんの健康状態ですので、障害のある方だけではなくて、いわゆる疾病の方やそういったような方も含まれてここに回答されて、それに応じた生活時間の影響を把握するという違いがございます。

○白塚委員 そうすると、設問6は、加齢によって一人ではうまく生活ができないような人も、「良くない」というような答えをすることが期待されているということですか。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 加齢によって病気になったという方も含まれます。

○白塚委員 病気ではなくても、加齢で足が弱くなり、一人では歩けなくて車椅子や介護が必要だというような人も設問6の「ふだんの健康状態」では「良くない」や「あまり良くない」という回答をすることが期待されているのですか。先ほどのお話だと、病気ではないけれども設問7だと「支障がある」というところに入ってくるような高齢者で、例えば、もう立てなくて、ずっと車椅子で移動しなくてはいけないというようなことがもしあったとしたら、その人も設問6の健康状態は「良くない」や「あまり良くない」を回答することが期待されているということですか。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 その場合も、設問6の場合では「良くない」や「あまり良くない」に入ってくるということです。

○北村委員長 よろしいですか。津谷部会長からも御説明があったように、ここの部分の設問の表現についてはもう少し分かりやすくというか、間違いないように設定されればと思います。私ども、EUの基本的な生活時間の基準に基づいて設定されているのですけれども、日本語で誤解のない形の説明についてはまた議論していただきたいと思っております。

ほかにございますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 同じ設問7についてなのですが、これはサジェスションと申しますか、私なりの感想なのですが、このような国際基準に従う、できるだけ近付けるというのは大変いいことなのですが、往々にして、国際基準の英語というのが、非常に読みにくい、日本語

になりにくいものがあるような気がします。これはひょっとしたらその事例じゃなかったかと。原文を読んだ記憶がうっすらしかないので間違っているかもしれませんが、「health」という言葉が結構前面に出てしまっているのです。ところが、ここで一番言いたいのは、生活への支障です。だから、これは順番を逆にするぐらいに表現してみるとかしないと、先ほどから話題になっているような、例えば、身体障害のある方がずっと通り抜けてしまう可能性があるので、そこは英語にとらわれずに、真意にとらわれて設問を作っていた方がいいのではないかと思うので、その点、部会でも既に重々お話になっていると思いますが、是非その辺りはよろしくお願いします。

○津谷委員 後で調査実施者にもお答えいただきますが、この2つは分かりにくいと部会でも議論になりました。設問7は、御指摘のように、欧州統計局が使っている質問を翻訳しているわけでございます。そのときに、直訳しないで意識をするべきという川崎委員からの御指摘はそのとおりであると思います。設問6については、「ふだんの健康状態」という表現が使われており、かつ、ずっとこの選択肢を用いて時系列の統計データが収集されておりますので、できればこれを変えないで、設問7の表現ぶりその他で対応していくことが、時系列の継続性の面も踏まえると、おそらく政府統計の価値を損なわないであろうということで、部会では一致をしておりました。

ただ、この点につきましては、委員からも多くの御意見をいただきましたので、調査実施者側に、意識するべきであるということと、設問6との差別化及び補完、齟齬が出ないように、論理として不適切なものが出てこないように、また回答者が迷うことがないように、ここは少しお考えをいただくということで前回の部会では引き取らせていただきました。もし何か付け加えることがございましたら、どうぞお願いいたします。

○北村委員長 どうぞ。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 川崎委員と津谷部会長のおっしゃるのとおりでして、ガイドラインの中にも「long-standing」と「chronic」という単語を並べて書かれている原文だったのですけれども、その原文の中に、国と言語に合わせて適切な語を使用すべしという文言がありましたので、ただ今の津谷部会長の御指摘を踏まえて、次回部会までに整理させていただければと考えています。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますか。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。部会で本当に丁寧に御検討いただいていることに感謝いたします。

調査方法の変更について申し上げます。先ほど部会長に確認をしていただきましたように、コロナ禍における調査員調査が困難な場合の郵送調査について、コールセンターを実施者が用意するというので、これは極めて重要なことだと思います。国勢調査においてもコールセンターがやはり必要不可欠で、今年度、大いに活用されたと思いますので、そうした実態を総務省統計局等で把握された上で適切なコールセンターの取組をお願いしたいと思います。ただ、一般的に、コールセンターというのは、電話をおかけになった方が電話の通信料を負担するという仕組みになっていたと思います。少なくとも各市区町村が

用意した電話番号だったと思うのです。その辺のことも確認をして、無料にするとか、より容易にコールセンターが機能するようにお願いしたいと思います。

それから、オンラインによる調査についても、委員からの「主な意見」にありますように、パソコンやタブレットならまだひょっとしたら可能かもしれませんが、スマートフォンの小さな画面では時間に沿って生活行動を入力するというのは困難があるかもしれませんが、是非御検討はしていただきたいと思います。いずれにしても、新型コロナウイルス感染症対策の中で訪問による実査がなかなか難しい状況の中ですので、オンラインによる回答方法については是非、全府省横連携で、どのようにすることが可能かということについて取り組んでいただきたいと思います。これは部会ではなくて、総務省にお願いすることかもしれませんが、全府省横連携の取組が、この手法については必要なタイミングではないかと思ひまして、発言をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますか。津谷委員、何かございますか。

○津谷委員 コールセンターを無料にするということにつきましては、予算の都合もあるかと思いますが、特にコロナ禍の中で調査員調査はたいへん難しい状況ですので、この点について、重要性に配慮して前向きに対応していただくよう私からもお願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

神田委員。

○神田委員 1つ質問なのですが、設問8で「ふだん介護を受けていますか」という調査事項があるのですが、これについて公表のときに、介護を受けているか、受けていないかで生活時間が異なるというようなデータの公表をされていらっしゃるのでしょうか。それと、全体として介護を受けている人が世帯の何%ぐらいいるかというような公表をされていますでしょうか。

○北村委員長 調査実施者、お願いします。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 前回の調査が世帯単位で調査していたのを、今回諮問させていただいている令和3年調査において、個人単位で介護を受けているかどうかを聞くように変更して諮問させていただいている状況です。なので、これはもちろん調査事項を使って公表はしていますけれども、前回までは世帯単位、今回諮問させていただいている案で個人単位に変更しているということです。それに即して公表させていただきます。

○神田委員 それは介護を受けている人がいる世帯といない世帯で統計表も区分をして、示しているという理解でよろしいですか。

○越総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室調査官 そういう意味では、今回新しい調査事項のような形で立てさせていただいている部分もございまして、ここで書かれている区分に従って公表することを考えているので、介護を受けていないとか受けているというのを回答に従ってある程度区分して公表させていただこうと思っております。

○神田委員 それは今後のお話だと思うのです。過去のデータについても、しっかりと公

表されているという理解でよろしいですか。

○北村委員長 どうですか、調査実施者。津谷委員、もし何かあれば。

○津谷委員 私がお答えする立場にはないのかもしれないのですが、神田委員の御質問の趣旨は、今回この調査の調査単位が変わったわけですが、前回の調査で、介護を受ける人がいる世帯といない世帯に分けて、主な生活時間をクロス集計というか、別に集計をしていますかという御質問と理解してよろしいのでしょうか。

○神田委員 はい。

○津谷委員 ですので、設問8から世帯の中で何%ぐらい介護を必要とする人がいる世帯があるのかということは分かりますが、さらにその情報を用いて主な生活時間についての集計を、主なものでいいと思うのですが、報告書でなさっていますかという御質問かと思えます。

○北村委員長 ありがとうございます。

調査実施者、いかがですか。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 確認して、またお答えさせていただきます。

○神田委員 なぜそんなことを聞いたのかということ、今回、障害のある方も対象にすることなので、調べていただいたものは全て公表するというを多分前提にされていると思うのですが、それを確認させていただきたかったということです。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 今回追加させていただき設問7もそうですし、先ほど御質問があった設問8もそうですけれども、それを使って結果を集計して公表します。どういう形かというのだけ今確認しようとしているところでして、今回追加する設問7につきましても、諮問のときに御説明しましたとおり、「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」（以下「インクルーシブ雇用議連」という。）の方からの提言を踏まえたということもありますので、読んで字のごとくなのですが、そういう障害のある方、支障のある方とない方との間で雇用状況にどういった差があるのかということに基にしていますので、これと先ほどの就業状態をもちろんクロスさせていただきますし、それとは別にこれが生活時間調査でありますので、生活時間への影響についても当然この調査の理念から集計して公表させていただくことは間違いないということを補足させていただきます。

○北村委員長 神田委員、よろしいですか。

○神田委員 はい。

○北村委員長 どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、審査部門から補足をさせていただきます。今、設問7の追加について今回設けた趣旨の説明があり、「インクルーシブ雇用議連」という話がありましたけれども、議連において提言された趣旨は、いわゆる障害者手帳を持っていらっしゃるか否かといったことに限らず、生活に不自由を抱えていらっしゃる方、その中には、障害もあれば難病もあります。そういった形で、広い意味で何らかの障害を持って、生活上、不自由をしていらっしゃる方と、そうではない健

康に過ごしていらっしゃる方、それらを比較できる統計を拡充していこうということと理解しております。ですので、何らかの健康上の御不自由を持っていらっしゃる方とそれ以外の方との相違を表す統計を、幅広く、いろいろな視点から作れないのかということで、今回の社会生活基本調査の中では、生活時間という切り口でそれを見ることができないのではないかとということで検討され、今回の設問7の追加ということになっております。

○北村委員長 今の御説明でよろしいでしょうか。神田委員。

○神田委員 はい。

○北村委員長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。

審議は来月も引き続き行われるということですが、今議論が活発に行われたように、調査票の設問の表現等については慎重に議論していただきたいと思います。

調査方法について、オンライン化というのが時代の流れでありますし、スマートフォンによる回答の困難さについても解決できるのではないかと私は個人的には思いますけれども、調査の特殊性を踏まえた合理的な対応が必要と考えられますので、それについても十分審議していただきたいと思います。調査方法については、ひとまず審議を終えられているということですが、今後の答申案の作成に当たっても現実的な取りまとめをお願いしたいと思います。

津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属される委員の皆様、引き続き審議のほど、よろしく申し上げます。

では、もう1つ津谷部会長にお願いしている案件ですけれども、先月の第155回統計委員会において、統計委員会の統計作成プロセスの水準の段階的な向上に向けた新たなミッションに対応するため、点検検証部会を発展的に改組して、統計作成プロセス部会を設置したところですが、今月5日に初回の部会が開催されたということです。審議状況について、津谷部会長から報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、資料1-3により、第1回統計作成プロセス部会の審議状況について御報告いたします。

本部会は、ただ今、北村委員長からの御紹介にもありましたように、統計作成プロセスの水準の段階的な向上に向けた統計作成プロセス監査の導入に必要な要求事項及び方針を検討し、取りまとめるという、統計委員会の新たなミッションに取り組むため、点検検証部会を発展的に改組して設置されたものです。

このミッションにつきましては、令和3年度からの導入という目標が示されていることに加え、申請された調査計画の適否を判断するという通常の諮問審議とは性格が異なりますので、十分な審議期間を確保するため、11月5日に早速、第1回の部会を開催することといたしました。この第1回部会におきまして、まず今般のミッションをその背景を含めて改めて確認することから審議を開始いたしました。

引き続きまして、今般のミッションには、総合的品質管理、要求事項など、統計の分野では必ずしも一般的とは言えない概念や取組を踏まえた審議が必要となります。このため、品質管理研究の専門家であり、知見・経験を豊富にお持ちの椿委員から、参考としてお手

元に渡しております資料1-3参考という資料を基に、品質や要求事項の概念、例えば、スライド2の要求事項「Shall」と推奨事項「Should」との区別や品質管理に関するこれまでの取組状況等を丁寧に御説明いただきました。中でも、今般のミッションは、スライド14以下のような国際機関等における先行事例や、ISO20252規格を基に策定された日本品質管理学会規格を踏まえた「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の策定・充実といったこれまでの取組の延長線上にあり、ゼロからの出発ではないという御示唆は、今後の部会審議の重要な視点になるものと考えております。そのほかにも、資料1-3参考の末尾、スライド32にありますように、現実にはできないことを要求事項、特に必須事項とするべきではないこと、外部からの監査には限界もあることから、自己点検の取組が重要であり、改善の源泉となることなどの御提言がありました。

その後の意見交換におきましては、資料1-3にもう一度戻っていただきまして、その2ページにありますように、各調査実施者、特に現場の負担感を抑制しつつ、各府省が自発的に取り組む意識を持ってもらう環境をいかに作るかが大事である、要求事項という最低限の要件をクリアするだけではなく、利用者になるほどと思ってもらえるようなプラスアルファの品質向上につながる事項や新しい気付きの点なども加味することが重要である、調査担当府省にも一緒になって主体的に考えてもらい、統一した基準を示していくことが本部会のミッションである、シンプルで現場にも分かりやすい要求事項を定めることが本取組の成功につながるのではないかと、統計調査の効率化や引継ぎに役立つなど現場にとってもメリットが大きいということを求めていくことが大切ではないかと、サポートデスクのような仕組みも検討してはどうかなどの多様な御意見が出されました。

以上のような説明、意見交換を通じて共通認識を深めた上で、私から、今後の部会審議の進め方、スケジュールを提案させていただき、資料1-3の1ページの中ほど以下にありますように、部会の下に要求事項等検討タスクフォースを設置して、掘り下げた検討を進めること、要求事項の検討を先行し、方針についても要求事項との関連性を意識しつつ検討を進めること、試行的な取組も踏まえながら最終的な取りまとめを進めることなどを今後の審議方針とすることで了承をいただいた後、この方針に沿ったタスクフォースの設置規定を決定いたしました。これに従い、私から、タスクフォースの座長には椿委員、座長代理には川崎委員、構成員に篠専門委員を指名させていただきました。

この審議の中では、私の提案に対して特段の御異論はなかったものの、資料1-3の3ページの中段にあるかと思いますが、方針等の検討に当たっては、監査の結果を各府省や統計委員会にどのようにフィードバックしていくかなども含めて議論をしていく必要があるのではないかと、審査のスキームやチェックの体制をどうするかなどの方針等についても、可能な限り要求事項と並行して検討することも視野に入れてほしいなどの御意見がありましたので、今後の部会及びタスクフォースの審議に生かしてまいりたいと考えております。今後につきましては、タスクフォースにおいて、椿座長を中心に審議を進めていただき、その審議状況を勘案しながら部会を開催することとしております。

私からの御報告は以上でございます。

椿委員、何か補足すべきことがあればお願いいたします。

○**樁委員** どうもありがとうございました。もう早速、本日夕刻からタスクフォースを開催するという形になっておりまして、先ほどありましたように、統計の作成プロセスを最もよく御存じの川崎委員、それから、この種の適合性評価と言われているような、最も実際に監査などをやっている篠専門委員をはじめとして、品質管理関係のプロセスについての若手エキスパートも審議協力者として入っていただくという形になりました。

今、津谷部会長からありましたように、我々は監査のためとか審査のためにこういう基準を作るというのではなくて、むしろ各府省の仕事が楽になってくる、生産性がよくなっていくというような形で、極論を申しますと、監査をなくさなくても、この統計委員会で昨年ありましたけど、品質はプロセスで作り込むということになっていて、最終的な目標はむしろそこが素直に流れていって、よい統計ができてくる、そのためにこういう指針類とか要求事項というものが適切に配置されているということを目指していけばと思いますので、是非、各府省の方々、それから統括官室も含めて、忌憚のない意見をタスクフォース等に寄せていただければと思うところです。

簡単でございますけど、以上です。

○**北村委員長** ありがとうございます。

ただ今の御説明に、御意見、御質問ございますでしょうか。どんなことでも構いませんので。宮川委員。

○**宮川委員** 御説明、どうもありがとうございました。私が文脈をきちんと理解していないのかもしれませんが、津谷部会長の御報告の中で、現実にできないことを目標としないというお話があったかと思うのですけれども、これの意味が私にはよく理解できなくて、それは現状をそのまま追認ということのようにも受け取れます。つまり、どういう新たな機械を導入すればそのプロセスが変わるのだとか、何かアイデアがあればそれを入れてプロセスが変わるのだということが、今、行われていることだと思うのです。補助的な、例えば機械なり、そうしたものを入れることによって、今できていない目標もある意味では達成することができるというように捉えないと、統計の質の向上ということができないのではないかとこのように理解したのですが、すみませんが、その辺は私が誤解しているのかもしれませんが。

○**津谷委員** これについては、私が少し説明を省略し過ぎたのかもしれませんが。時間の制約から、スポットを当てて御紹介をした資料1-3参考「統計作成プロセスの質マネジメント」と題された樁委員が御用意くださった資料ですが、これを使って樁委員から部会で丁寧な御説明をいただきました。その最後のページにある今後の取組の指針として、提言という形で4点ほど示されている中の2番目について、ここでご紹介した次第でございます。もう少しきちんと時間をかけてご説明するべきであったのかもしれませんが、資料は32ページあり、ここで長い時間を使って御説明することは適当でないと判断して、2番目の「現実にできないことを要求事項にはならない」という点をあげて、ここで例としてご紹介した次第です。推奨事項が改善にとって重要で、その中心点となるということを一連のご説明をしていただいた中で取り上げましたので、少し文脈から外れてしまったのかと思いますけれども、決してそういうことを言っているわけではないと理解しております。

す。もしよろしければ、これについて、椿委員から更に御説明をいただけますでしょうか。

○椿委員 統計の作成プロセスを非常によくするためにはいろいろな勘所があって、それぞれそういうものを要求事項にするということは可能なわけですが、今回、要求事項としては、統計の、ある意味では当然達成していかなければならない品質、そこを押さえておくということです。今後むしろこういうところをきちんと組織が実現できれば更に品質が上がるというようなものについては、先ほど申しあげました推奨事項というものをうまく活用していきます。その中で、もちろん、絶対ここは守ってもらわなくては行けないという要求事項については、手を抜くということはないのですけれども、是非その部分はきちっと切り分けておきたい。この種の要求事項というのは歴史的に進化するものです。これまで勧告事項だったもの、推奨事項だったものが、ある種、組織がそれなりの力量が上がってくれば、その推奨事項が必然的に要求事項になってくるという状況があるので、まさに、先ほど申しあげましたが、改善ができていくというような方向性は推奨事項の中できちんと示していきたいと考えているところです。

○北村委員長 宮川委員、よろしいですか。

○宮川委員 やはり具体的に目標を掲げて、工程表とかプロセスを掲げていくことが、今、統計でやるべきことではないかと個人的には思っています。でも、それは部会やタスクフォースの方にお任せしたいと思います。

○椿委員 承知いたしました。タスクフォースの方で是非議論させてください。先ほどありました品質管理学会規格の中にはどのようなプロセスが描かれているかということ、スライドの28ページから30ページのような、いろいろなプロセスに対して現在要求事項というものが設定されているという状況です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

では、簡単に取りまとめたいと思います。

ただ今、御説明にありましたように、統計作成プロセス部会における今般のミッションは、通常の諮問審議では対象としていなかった総合的品質管理、要求事項などへの取組を対象にするということです。このため、部会の下にタスクフォースを設置し、品質管理に知見を有する方や各府省・地方公共団体にも御協力いただいて、試行的な取組を行いつつ、掘り下げた討議を進めるなどの部会の審議方針を支持したいと思います。また、御紹介のあった椿委員の御指摘も重要な観点と考えますので、これまでの品質確保に向けた取組をベースとして、実効性のある要求事項等の検討を進めていただきたいと思います。

津谷部会長やタスクフォースの座長をお引き受けいただいた椿委員をはじめ、統計作成プロセス部会に所属される委員の皆様には、引き続き御審議、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議事は、令和元年度統計法施行状況についてです。令和元年度の統計法施行状況報告は、コロナ禍への対応等のため、統計委員会には2段階に分けて報告することとされています。1つ目は7月に報告済みであり、本日は2つ目の報告となります。

それでは、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 それでは、御説明をさせていただきます。

お手元の資料2-1のとおり、総務省から令和元年度統計法施行状況報告の統計法条文別実施状況編を提出させていただいております。

報告内容につきましては、お手元にもう1つ、横長の資料2-2「令和元年度統計法施行状況報告の概要」という資料をお配りしておりますので、こちらで簡潔に御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料2-2の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。例年、統計法施行状況報告におきましては、統計調査等の実施状況等と公的統計基本計画の推進状況の2点について御報告しているところです。しかしながら、先ほど委員長からもありましたとおり、令和元年度の施行状況報告につきましては、各府省等からの報告の時期と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期が重なってしまったということがありました。このため、公的統計基本計画の推進状況の方を優先して各府省から報告をしていただくこととしまして、これにつきましては、今年7月に委員会に御報告をさせていただいて、その後、御審議いただいたところです。そして、今回は、報告事項のうちの残りの部分になりまして、公的統計の作成状況や統計委員会の開催状況、調査票情報等の利用及び提供の状況などにつきまして御報告をさせていただきます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。今回報告分の概要についてです。上の段、「I 公的統計の作成」のところですが、基幹統計の指定の変更については1件ございました。基幹統計調査の承認件数は今回35件という状況です。公表件数は46件でした。それから、一般統計調査につきましては、承認件数が97件、公表件数が171件となっています。

なお、基幹統計調査、一般統計調査ともに承認件数が今回増えておりますけれども、その理由といたしましては、一斉点検の結果、調査計画の変更が必要になったということなどが考えられるところです。

続きまして、下段、「II 統計委員会」の状況です。令和元年度におきましては、統計委員会については13回、部会については57回、そして評価分科会については5回、それぞれ開催されました。この中で、12件の答申を頂きましたほか、不適切事案の再発防止策やリソース関係の建議など3件の建議も頂きました。

続きまして、3ページの「III 調査票情報等の利用及び提供」の状況です。調査票情報の提供につきましては、国、地方公共団体といった公的機関等を除いた令和元年度の利用件数が230件となっています。また、オーダーメイド集計や匿名データにつきましては御覧のとおりとなっています。

次に、「IV その他」です。e-S t a tへのアクセス件数などをこちらで報告させていただいております。また、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症への措置につきまして、令和元年度中に講じたものを中心に記載をさせていただいております。

お手元、4ページ以降は施行状況報告や基本計画の概要を参考までにお付けしておりますので、追って御参照いただければと思います。

駆け足で恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

実際に行ったことの統計的な取りまとめということなので、私の方で簡単に要約させていただきますが、令和元年度の統計法施行状況については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、先行して、公的統計基本計画に掲げられた事項について7月に報告を受けました。これについては、先月、審議結果報告書を取りまとめ、公表したところです。今回、統計調査の実施状況や統計委員会の開催状況等について報告を受け、令和元年度統計法施行状況については全て報告を受けたこととなります。各府省や地方公共団体等の担当者におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応の中、取りまとめ作業を行っていただき、ありがとうございました。

本日用意した議題は以上です。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は12月24日木曜日、午前に開催する予定です。場所につきましては、別途御連絡いたします。

事務局からの連絡は以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第157回統計委員会を終了いたします。